

保 安 規 程

第 1 章 総 則

〔目的〕

第 1 条 かほく市庁舎(議会議事堂含む) (以下「当事業場」という。)における自家用電気工作物(以下「電気工作物」という。)の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法(以下「法」という。)第 42 条第 1 項の規定に基づき、この規程を定める。

〔法令及び規程の遵守〕

第 2 条 当事業場の電気工作物設置者及びその工事、維持及び運用に従事する者(以下「従事者」という。)は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

〔細則の制定〕

第 3 条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を定めるものとする。

〔規程等の改正〕

第 4 条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定、改正にあたっては、電気管理技術者(以下「管理技術者」という。)の意見を求めるものとする。

〔保安に関する業務の委託範囲〕

第 5 条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下「保安業務」という。)を法施行規則第 52 条第 2 項の規定に基づく告示、要件に該当する者(管理技術者)に委託する業務の範囲については、管理技術者との契約により定めるものとする。

第 2 章 保安業務の運営管理体制

〔保安業務の管理〕

第 6 条 当事業場の保安業務は、別図で示す組織図の総括管理者が総括し、連絡責任者及び発電所運転責任者(以下その代務者を含めて「連絡責任者」及び「運転責任者」という。)が第 8 条に定める業務を担当するものとする。

〔電気工作物設置者の義務〕

第 7 条 電気工作物に係る保安上の重要な事項の決定又は実施にあたっては、管理技術者の意見を求めるものとする。

2 管理技術者が行う電気工作物の保安に関する指示は、これを遵守し速やかに処置するものとする。

3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係ある場合には、その立案・作成及び手続きについて、管理技術者の指導を受けるものとする。

4 所管官庁が電気関係法令に基づいて行う電気工作物の検査には、管理技術者を立会わせるものとする。

〔連絡責任者及び運転責任者〕

第 8 条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため日常巡視、取扱い等に従事するとともに、管理技術者との連絡を行う連絡責任者又、発電所については運転停止の操作をする運転責任者及びその不在の場合の代務者をあらかじめ定めておくものとする。

2 前項の連絡責任者及び運転責任者を定め、又は変更した場合は管理技術者に遅滞なく連絡するものとする。

3 連絡責任者及び運転責任者は管理技術者との連絡及び管理技術者の行う業務に原則として立会うものとする。

〔従事者の義務〕

第 9 条 従事者は、管理技術者がその保安のためにする指導を受けるものとする。

第 3 章 保安教育

〔保安教育〕

第 10 条 従事者に対し、電気工作物の保安に関する必要な知識及び技能の教育を行うものとする。

〔保安に関する訓練〕

第 11 条 従事者に対し、災害その他電気事故が発生した場合の措置について、必要に応じて訓練を実施するものとする。

第 4 章 工事の計画及び実施

〔工事計画〕

第 12 条 電気工作物の設置又は変更(改造、修理、取替、廃止等のうち、重要なものをいう。)の工事計画を立案するにあたっては、その保安に関し管理技術者の意見を求めるものとする。

〔工事の実施〕

第 13 条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、工事期間中の点検及び、完成した場合には管理技術者立会いのもとに検査を行い、保安上支障のない事を確認するものとする。

2 電気工作物に関する工事を他のものに請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にしておくものとする。

第 5 章 保 守

〔巡視、点検、測定及び試験〕

第 14 条 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう別表 1 及び発電所のある場合は、別表 3 に定める巡視、点検、測定及び試験の基準に基づき行うものとする。

ただし、別表 2 に掲げる電気工作物については、管理技術者以外の者に依頼して行うものとする。

2 前項の管理技術者以外の者が行う巡視、点検、測定及び試験についてはその結果を管理技術者に報告し、確認を受けるものとする。

〔技術基準の適合義務〕

第 15 条 巡視、点検、測定及び試験の結果、経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」という。)に適合しない事項が判明したときには、当事業場の責任において

当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。
〔事故の応急措置等〕

第 16 条 連絡責任者は電気工作物に関する事故その他の異常が発生し又は発生するおそれがある場合には、管理技術者その他関係先に迅速に報告又は連絡し、指導、助言を受けて適切な応急措置をとるものとする。

2 事故その他の異常の発生原因の探求及び再発防止につつきとるべき措置について管理技術者の指導、助言又は協力を求め、必要に応じて精密検査を受けるものとする。

3 絶縁監視装置を設置してある場合、絶縁監視装置から警報がでた時又は、連絡責任者は管理技術者に連絡しその指導を受けて適切な応急措置をとるものとする。

第 6 章 運転又は操作

〔運転又は操作〕

第 17 条 平常時及び事故、その他異常時における遮断器、開閉器、その他の機器の操作の順序、方法について、管理技術者の意見をききあらかじめ定めておくものとする。

2 前条の報告又は連絡すべき事項及び経路は、受電室その他必要な機器の設置箇所において見やすい場所に掲示しておくものとする。

3 受電用遮断器等の操作にあたっては、管理技術者は必要に応じて電気事業者の関係事業所と連絡して行うものとする。

〔発電所の長期間の休止〕

第 18 条 発電所を相当期間にわたり休止する場合は、次の措置等必要な対策を講ずるものとする。

- 一 休止設備と運転設備との区分を明確にし、その連絡部分は分離する
- 二 主要機器の点検手入れを行い、必要箇所を防護、防錆、防湿等の対策

〔発電所の運転開始〕

第 19 条 発電所を相当期間休止の後、運転を開始する場合は、所定の点検、測定及び試験を行うほか、必要に応じて試運転を行い、保安の確保に万全を期するものとする。

第 7 章 災 害 対 策

〔防災体制〕

第 20 条 非常災害時その他の災害に備えて電気工作物の保安を確保するため、管理技術者の意見をきき、適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。

〔災害時の連絡等〕

第 21 条 連絡責任者は、災害の発生時において迅速に管理技術者に連絡し、その指導、助言を受けるものとする。

2 連絡責任者及び運転責任者は、災害等の発生にともない危険と認められるときは、直ちに当該範囲の電源停止及び発電所の運転停止ができるものとする。

第 8 章 記 録

〔記録の保存〕

第 22 条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の記録は一般社団法人北陸電気管理技術者協会の様式により 3 年間保存するものとする。

- 一 点検、測定及び試験の記録(点検周期が 3 年を超えるものについては最新の記録)
 - 二 電気事故に関する記録
 - 三 300 kVA を超える需要設備で、絶縁監視装置を設置しているものについてはその警報の自動通報記録
- 2 主要電気機器の設置及び保守記録は、設備台帳より記録し、必要な期間保存するものとする。

第 9 章 責任の分界

〔責任の分界点〕

第 23 条 電気事業者が設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電力需給契約に基づく責任の分界点とする。

〔需要設備・発電所の構内及び保安区分〕

第 24 条 需要設備・発電所の構内は、別図(需要設備等の構内図)に示すとおりとする。

2 需要設備と発電所の保安上の区分は、単線結線図に示すとおりとする。

第 10 章 総 則

〔危険の表示〕

第 25 条 受電室その他高圧電気工作物が設置される場所には、取扱者以外の者が立入らないよう、出入口に施錠装置及び立入禁止表示を設けるものとする。

〔備品等の整備〕

第 26 条 電気工作物の保安上必要とする備品・材料・消耗品等は、管理技術者と協議のうえ整備し、これを適正に保管するものとする。

〔図面、書類の整備〕

第 27 条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書等については電気関係綴りとして必要な期間整備保存するものとする。

〔手続書類等の整備〕

第 28 条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面、その他主要文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

〔対象事項の除外〕

第 29 条 この規程において発電所設備及び絶縁監視装置等、該当設備のないものにあつては、これに関連する事項は対象としない。

別表1 (その1)

巡視、点検、測定及び試験の基準

1. 日常巡視 (連絡責任者、運転責任者又は代務者が行うもの)

巡視の重点箇所	巡視のポイント
高圧引込線	電柱が地物と接触していないか 腕木・腕金が傾斜・折損していないか
高圧ケーブル	他物と接触したり・損傷していないか
受電設備	扉の鍵がかかっているか 内部及び周囲に物が置いてないか 異臭・異音がないか
配電設備	扉がしまっているか 指示計器、表示装置が正常か スイッチ、カバーの破損しているものがないか
屋内負荷設備	コードやスイッチの傷んでいるものがないか モーターの外箱のアース線がはずれていないか 手元スイッチ、コンセントが傷んでいないか モーターから異臭・異音がないか 分電盤の上部や前面に物が置いてないか
漏電火災警報器 漏電遮断器	漏電火災警報器の電源用ランプがついているか 漏電火災警報器のアザーのスイッチが切切でないか 漏電遮断器が故意に動作しないようにしてないか
屋外照明器具	スイッチは破損していないか 照明用ブラケット・看板灯などの取付がはずれていないか
屋外及び屋外配線	電線が建物などに触れていないか 架空電線がたれ下がっていないか
臨時施設	仮設電線が傷んでいないか 電線こものをつるしてないか
発電所設備	日常運転中の巡視及び点検記録

- ◎ 該当設備機器のないものは実施しない。
- ◎ 異常があった場合は、電気管理技術者に連絡するとともに日誌等に記入する。

別表1 (その2)

巡視、点検、測定及び試験の基準

2. 電気管理技術者が行うもの

電気工作物	点検及び試験項目	通常点検 1回/月	定期点検 1回/年	精密 点検	
受電設備 (含二次変電室設備)	区分開閉器・引込線 支持物・ケーブル等	○	○	異常の発生又は発生のおそれのある場合	
	断路器 電力用ヒューズ 遮断器 高圧負荷開閉器	○	○		
	母線等・計器用変成器 避雷器 コンデンサ・リアクトル	○	○		
	変圧器	○	○		
		外観点検 観察点検 絶縁抵抗試験 漏れ電流試験 絶縁油耐圧・酸価試験 内部点検	○ 注1 〃		○ 必要の都度 〃
	受・配電盤及び 制御回路	○	○		
	各種接地工事 接地線・保護管等	○	○		
	受電室建物 キュービクル式受・変電 設備の金属製外箱等 配電設備	○	○		
		外観点検 観察点検	○		○
	構造物				

負荷設備	電動機・電熱器 電気溶接器 その他電気機器類 照明装置 配電線及び配線器具 各種接地工事	外観点検 観察点検 絶縁抵抗試験 接地抵抗試験	○ ○ ○ ○	異常の発生又は発生のおそれのある場合
	蓄電池設備	蓄電池 外観点検 観察点検 比重・液温度・電圧測定	○ ○ ○	
非常用予備発電装置	内燃機関及び 付属装置	外観点検 観察点検 手動起動・手動停止試験 自動起動・自動停止試験	○ ○ ○ ○	
	発電機及び 励磁装置 各種接地工事	外観点検 観察点検 絶縁抵抗試験 接地抵抗試験	○ ○ ○ ○	
	開閉器その他の 電気機器類	受電設備と同じ		
低圧電路	絶縁監視装置	外観点検 警報設定値の確認 試験による検知動作確認 設定値誤差の確認 警報記録装置の伝送試験	○ ○ ○ ○	
	非常時に使用する設備への 電路以外の低圧電路に設置する 漏電遮断器	外観点検 試験による検知動作確認	○ ○	
構外にわたる配電線路	外観点検		2回/年	

注1. 必要の都度とは、使用の年数・環境・負荷状況等により判断して必要な時期に試験・点検を実施し、適正な管理を行うことをいう。

- ◎ 該当設備機器のないものにあつては、対象としない。
- ◎ 経済産業省告示第249号第4条に定める低圧電路の絶縁状態の的確な監視が可能な装置(絶縁監視装置)を設置し、かつ絶縁不良が懸念されない設備の場合においては、低圧回路の絶縁抵抗試験は3年に1回実施とする。その他は年1回とする。
- ◎ 外観点検は、次に掲げる項目について行う。
 - a. 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無の確認
 - b. 電線と他物との離隔距離の適否の確認
 - c. 機械器具、配線の取り付け状態及び過熱の有無
 - d. 接地線等の保安装置の取り付け状態の確認
- ◎ 次の項目の確認のため測定を行う。
電圧値の適否及び過負荷等について、電圧、負荷電流測定低圧回路の絶縁状態について、B種接地工事の接地線に流れる漏れ電流測定
- ◎ 定期点検は、原則として保安規程細則に定める様式にもとづき点検、測定及び試験を行い、かつ、記録する。
- ◎ 工事期間中の巡視及び点検は、工事が完了するまでに、別表1(その2)の電気工作物ごとに巡視及び外観点検を行い、計画どおりに施工されていること及び技術基準への適合状況を確認する。

別表2

電気管理技術者以外の者へ実施依頼する事項

対象の電気工作物	依頼する事項
取扱いが法令による特定の資格を要する建築設備、消防設備又は特殊消防設備等、検査業者等の検査を要することとなる機械並びに機器の精度等の観点から専門の知識及び技能を有する者による調整を要する機器	電源から各機器主開閉器までの電路の外観点検及び定期点検(巡視、点検、測定及び試験の基準)で実施可能なもの以外の点検、測定及び試験
内部点検のための分解組立に特殊な技術を要する密閉型防爆構造機器等	外観点検及び絶縁抵抗試験以外の点検、測定及び試験
設置場所の特殊性のため、点検を行うことが困難な次の場所にある電気工作物 イ 立入に危険を伴う酸欠箇所、有毒ガス発生箇所、高所での危険作業を伴う箇所、放射線管理区域等 ロ 情報管理、衛生管理、機密管理のため立入が制限される場所等 ハ 立入に専門家による特殊な作業を要する密閉場所等	電源から設置場所までの電路において、容易にできるもの以外の点検、測定及び試験
事業場外で使用されている可搬型機器である電気工作物	点検時に現場におかれてあるもの以外のもの点検、測定及び試験
発電設備の電気設備以外である電気工作物	定期点検(巡視、点検、測定及び試験の基準)で実施可能なもの以外の測定、試験及び調整